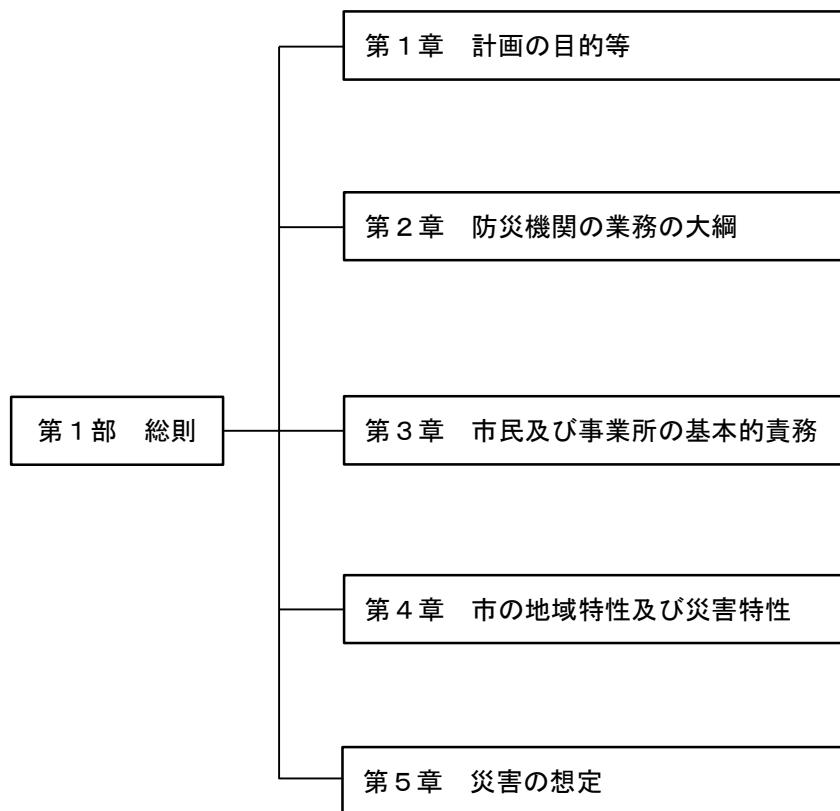


第1部 総則



第1部 総 則

第1章 計画の目的等

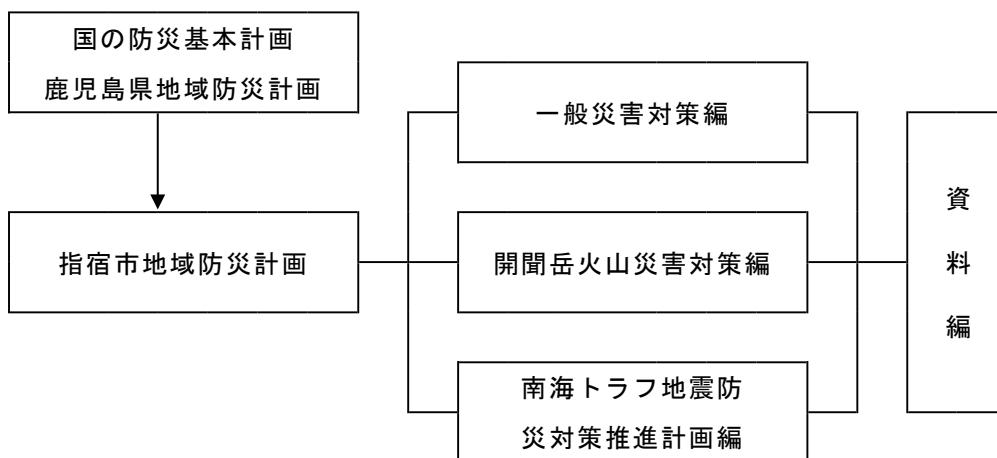
第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、指宿市防災会議が作成したもので、市域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

指宿市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害・地震津波等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、開聞岳の噴火災害に係る「開聞岳火山災害対策編」の対策編2編と南海トラフ地震に係る南海トラフ地震防災対策推進計画編及び資料編から構成されるが、本計画は、このうち、風水害・地震津波等に係る「一般災害対策編」である。

また、本計画は、指宿市域の一般災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画及び鹿児島県地域防災計画に基づいて作成したものであって、当該計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

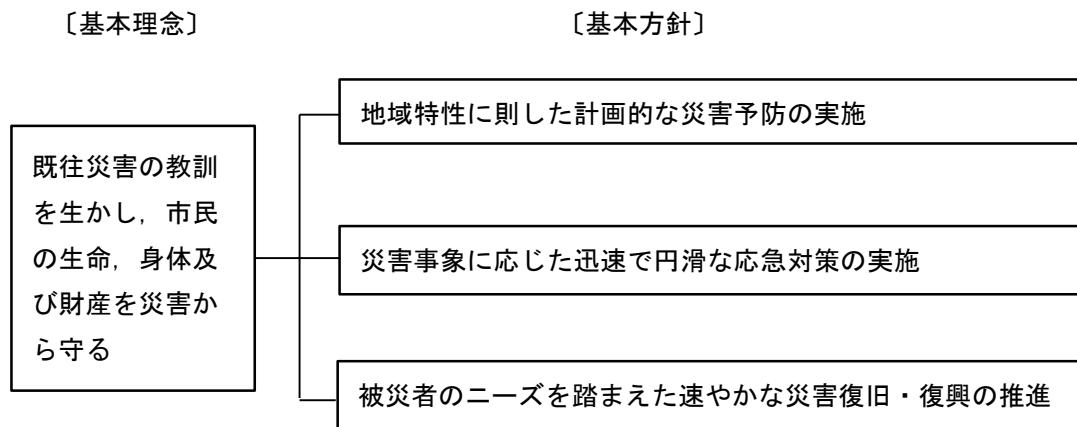


第3 計画の理念

本市の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、市民の生命、身体及び財産を災害から守る」という市の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。

基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

本市は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験している。また、シラス台地等の特殊土壤の地域があるほか、海岸線が長いなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、市民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）の応急対策に備えるための施策と、市民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、市民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、市民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や市民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第4 計画の構成

本計画は、第3で示した「既往災害の教訓を生かし、市民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

第1部 総則

- (1) 計画の目的等
- (2) 防災機関の業務の大綱
- (3) 市民及び事業所の基本的責務
- (4) 本市の地域特性及び災害特性
- (5) 災害の想定

第2部 災害予防

- (1) 災害に強い施設等の整備
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
- (3) 市民の防災活動の促進

第3部 災害応急対策

- (1) 活動対策の確立
- (2) 警戒避難期の応急対策
- (3) 事態安定期の応急対策
- (4) 社会基盤の応急対策

第4部 特殊災害

- (1) 海上災害対策
- (2) 鉄道災害対策
- (3) 道路事故対策
- (4) 危険物等災害対策
- (5) 林野火災対策

第5部 災害復旧・復興

- (1) 公共土木施設等の災害復旧
- (2) 被災者の災害復旧・復興支援

第5 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。

したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年、指宿市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画修正案を指宿市防災会議に提出するものとする。

第6 他の法令との関係

本計画は、災害に対する総合化を図るものであり、従来の防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その業務を処理するものとする。

第7 計画の周知

本計画の内容は、県、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第5項に定める公表のほか、市民にも広く周知徹底させるものとする。

第8 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

また、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、市民、事業者、自主防災組織、防災関係機関等が連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第2章 防災機関の業務の大綱

本章は、本市並びに鹿児島県の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 指宿市

本市は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 指宿市防災会議に係る業務に關すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に關すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に關すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に關すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に關すること。 (6) 被災した市の管理施設の応急対策に關すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に關すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に關すること。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に關すること。 (10) 被災施設の復旧に關すること。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に關すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に關すること。

第2 鹿児島県

県は、市及び指定地方公共団体が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当する。また、災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ、市に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に關すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に關すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に關すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に關すこと。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に關すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に關すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生対策に關すること。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに關すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に關すること。

- | |
|----------------------------------------------------|
| (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 |
| (11) 被災施設の復旧に関すること。 |
| (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 |
| (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。 |

第3 鹿児島県警察（指宿警察署）

処理すべき事務又は業務の大綱

- | |
|-------------------------------|
| (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 |
| (2) 被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。 |
| (3) 交通規制・交通管制に関すること。 |
| (4) 死体の見分・検視に関すること。 |
| (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。 |
| (6) その他防災に關し、県警察の所掌すべきこと。 |

第4 消防本部（指宿南九州消防組合）及び指宿市消防団

消防本部及び消防団は、災害予防及び災害発生時における消防・救急活動等に関して、第1機関として実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱

- | |
|--------------------------------------------|
| (1) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 |
| (2) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 |
| (3) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 |
| (4) 災害者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 |
| (5) 避難住民の誘導、その他住民の避難措置に関すること。 |
| (6) 救援、安否の情報の収集、その他住民の救援措置の実施に対する協力に関すること。 |
| (7) その他緊急の事態への対応に関すること。 |

第5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。

	(6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器及び臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5) その他防災に關し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に關し厚生局の所掌すべきこと。
鹿児島労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) その他防災に關し労働局の所掌すべきこと。
九州農政局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に關し農政局の所掌すべきこと。
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。 (3) その他防災に關し経済産業局の所掌すべきこと。
九州産業保安監督部	(1) 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関すること。 (2) 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関すること。 (3) 鉱山における災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 (5) その他防災に關し産業保安監督部の所掌すべきこと。
九州地方整備局	(1) 港湾、海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (4) 直轄河川の水防に関すること。 (5) 直轄国道の防災に関すること。 (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施 (7) その他防災に關し整備局の所掌すべきこと。

九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 (4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
大阪航空局 鹿児島空港事務所	(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。 (3) 航空機による代替輸送に関すること。 (4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。
九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報の防災情報の発表、伝達及び開設を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
第十管区海上保安部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省(本省)及び自衛隊との連絡調整。 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

第6 自衛隊

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
鉄道関係機関 (九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設等の防災、保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）	(1) 災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
日本郵便株式会社（各郵便局）	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
日本銀行 (鹿児島支店)	<p>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 通貨および金融の調節</p> <p>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>イ 資金の貸付け</p> <p>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(5) 各種措置に関する広報</p> <p>(6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策</p>
日本赤十字社 (鹿児島県支部、指宿市地区)	<p>(1) 災害時における医療、助産及び死体処理等被災地での医療救護に關すること。</p> <p>(2) 災害時におけるこころのケアに關すること。</p> <p>(3) 救援物資の備蓄と配分に關すること。</p> <p>(4) 災害時の血液製剤の供給に關すること。</p> <p>(5) 義援金の受付に關すること。</p> <p>(6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティア等による活動に關すること。</p> <p>(7) 災害時の外国人の安否調査に關すること。</p>
独立行政法人 国立病院機構	<p>(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に關すること。</p> <p>(2) 災害医療班の編成・派遣に關すること。</p> <p>(3) 被災地での医療救護に關すること。</p>
日本放送協会鹿児島放送局及び放送関係機関	<p>(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に關すること。</p> <p>(2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に關すること。</p>
自動車輸送機関 (日本通運株、公益社団法人鹿児島県バス協会、公益社団法人鹿児島県トラック協会、鹿児島交通株指宿営業所等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に關すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に關すること。
電力供給機関 (九州電力株式会社)	<p>(1) 電力施設の整備と防災管理に關すること。</p> <p>(2) 災害時における電力供給確保に關すること。</p> <p>(3) 被災施設の応急対策と災害復旧に關すること。</p>
ガス供給機関	<p>(1) ガス施設の整備と防災管理に關すること。</p> <p>(2) 災害時におけるガス供給確保に關すること。</p> <p>(3) 被災施設の応急対策と災害復旧に關すること。</p>
指宿医師会	災害時における助産、医療救護に關すること。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
指宿市歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県薬剤師会 (指宿地区)	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会 (南薩地区)	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会 (指宿支部)	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び市が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
土地改良区	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病院等経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
指宿市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
農業協同組合	(1) 農作物、家畜の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。 (2) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 農産物の需要調整に関すること。 (4) 被害状況の調査に関すること。
漁業協同組合	(1) 漁業の防災、災害対応対策及び災害復旧の指導に関すること。 (2) 被災漁業者に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 漁船の遭難防止の対策に関すること。 (4) 被害状況の調査に関すること。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
かごしま森林組合 いぶすき支所	(1) 山林等の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。 (2) 被災林業者に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 被害状況の調査に関すること。
指宿商工会議所 菜の花商工会	(1) 商工に関する防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。 (2) 被災商工業者に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 被害状況の調査に関すること。
その他公共団体及び防 災上重要な施設の管理 者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3章 市民及び事業所の基本的責務

本章では、市民及び事業所の基本的責務を示す。市民及び事業所の事業者（管理者）は、おのおのの防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 市民

基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市、県及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4章 市の地域特性及び災害特性

本章では、市の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに豪雨・台風等の被害履歴及び災害特性を示す。

第1 市の位置

本市は、薩摩半島南端、東経130度30分～40分、北緯31度09分～18分の間に位置し、北は鹿児島市、西は九州最大のカルデラ湖池田湖を有し、南九州市に接し、総面積は149.01km²である。

第2 市の地形・地質

本市の地形・地質は、東から南西部にかけて54.3kmの海岸線が鹿児島湾、東シナ海に臨み、その一部に避難港として、また、漁業基地として全国的にも名高い山川港と標高924mの開聞岳のすそ野に岩礁海岸がある。また、北西部には、三巣山、中央部に清見岳、鶯尾岳、鍋島岳があり、これらの山々と池田湖、饅池を源流とする小河川がある。また、気候は全般的に温暖で、年間平均気温18度～20度、年間平均風速1.6～3.0m/s、月平均降雨量190～230mmと過ごしやすい気象状況であるが、梅雨期の集中豪雨と夏から秋にかけての台風が災害を起こす原因となっている。

第3 市の風水害履歴及び災害特性

1 台風災害

本市における気象災害のうち、特に災害の多いのは台風で、暴風、高潮、塩害等の被害を毎年3～4回は受けている。過去において特に被害をもたらした台風は、昭和20年9月17日の枕崎台風、昭和26年10月14日のルース台風で老朽化した建築物のほとんどが倒壊した。また、近年では、平成5年9月3日の台風13号の被害も大きかった。本市においては、台風が西側を通過する場合は、風が強くなるため、特に注意・警戒が必要である。

2 火災の状況

本市には木造建築物が多いため、いったん火災が発生すると大火災になるおそれがある。特に密集地においては延焼拡大の可能性が高い。

3 干害

本市の地層は、ボラ層を主とする火山灰土壤に覆われているため、干害により比較的大きい被害が予想される。

4 高潮災害

本市の河川は小河川であるため、大雨が断続的に降った場合、又台風の時に大潮の満潮時と重なった場合、一部の低地では家屋の浸水等の危険性がある。

5 地震及び津波災害

本市では、大きな地震及び津波に襲われた記録はない。しかし、桜島や開聞岳に囲まれる形で宝台や池田湖の東西に活断層が存在しており、この断層のずれによって発生する直下型地震が心配されるところである。地震及び津波は、いつ発生するかわからない突発的な自然現象であるため、平素からこれらの災害に備える対策を図っておく必要がある。

6 海上災害

鹿児島湾に面している本市は、昔から漁業も盛んであるため、多くの小型漁船が停泊する港があり、また、本市と大隅半島を結ぶ海路としてのフェリー発着場、種子島・屋久島航路の高速船の発着場を有している。このため、船舶の往来の多い鹿児島湾における船舶事故への対策を図っておく必要がある。また、平成18年4月9日には、佐多岬沖で、112人という多くの負傷者を出した高速船の事故が発生した。

この事故では、同船に負傷した乗客を乗せたまま山川港に曳航し、本市において救急活動を実施した経緯がある。

《資料編 第1表 災害の記録》

第5章 災害の想定

本計画の策定にあたって、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、災害対策基本法第2条に定める災害のうち、特に暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、火山災害、高潮、地震、津波、大規模な火事等を重点とし、災害救助法適用程度（第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照）の災害を想定して策定したものである。